ファミリートーク新北島防犯カメラシステム運用規程

（目的）

第１条　ファミリートーク新北島の区分所有者及び居住者（以下、「組合員等」という。）の防犯とより良い住環境に資するためにファミリートーク新北島の共用部分及び敷地内に設置した防犯カメラシステムの運用を適正且つ円滑に行うため、この規程を定める。

２　防犯カメラシステムの運用に当たっては、組合員等のプライバシーに特段の配慮を払わなければならない。

（録画及び記録映像の保存）

第２条　防犯カメラによる録画は、保守点検又は故障等の場合を除き、常時行うものとする。

２　防犯カメラによる記録映像は、２週間保存するものとし、保存期間が経過した記録映像は消去する。ただし、理事会の決議により、必要に応じて、この期間を延長することができる。

（記録映像の閲覧等）

第３条　記録映像を閲覧できる者は、理事、監事、管理員の他、次項以下に該当する組合員等及び警察等の捜査機関に限るものとする。

２　記録映像は、次の各号のいずれかに該当する場合に閲覧することができる。

(1) ファミリートーク新北島内において、犯罪行為、汚損・毀損行為が発生した場合。

(2) 前号の行為の予防保全措置を講じる必要が極めて高いと認められる場合。

(3) 警察等の捜査機関から要請がある場合。

(4) 理事会が必要と認めた場合。

３　記録映像を閲覧しようとするときは、理事長・副理事長及び防火防犯担当理事の過半数の同意を要する。

４　前項の同意を得る時間的余裕がないときは、理事長又は副理事長の承認により閲覧することができる。

５　記録映像の閲覧を行う場合は、理事又は管理員の立会を要するものとする。

６　第２項第１号に掲げる行為の被害者が、警察に被害届を提出した上で、書面によ

り閲覧を求めたときは、前項の閲覧時に当該被害者の立会を認める事ができる。

7　警察等の捜査機関が、書面により閲覧又は複写した記録媒体の提出を要請したときは、第５項の閲覧時に警察官の立会を認め、又は、当該捜査機関に複写した記録媒体を交付することができる。ただし、犯罪行為等がファミリートーク新北島外で発生したものである場合には、常に第３項による同意を必要とする。

（守秘義務）

第４条　記録映像を閲覧した者は、それにより知り得た事実を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附　則

この規程は、平成２５年５月２５日から施行する。